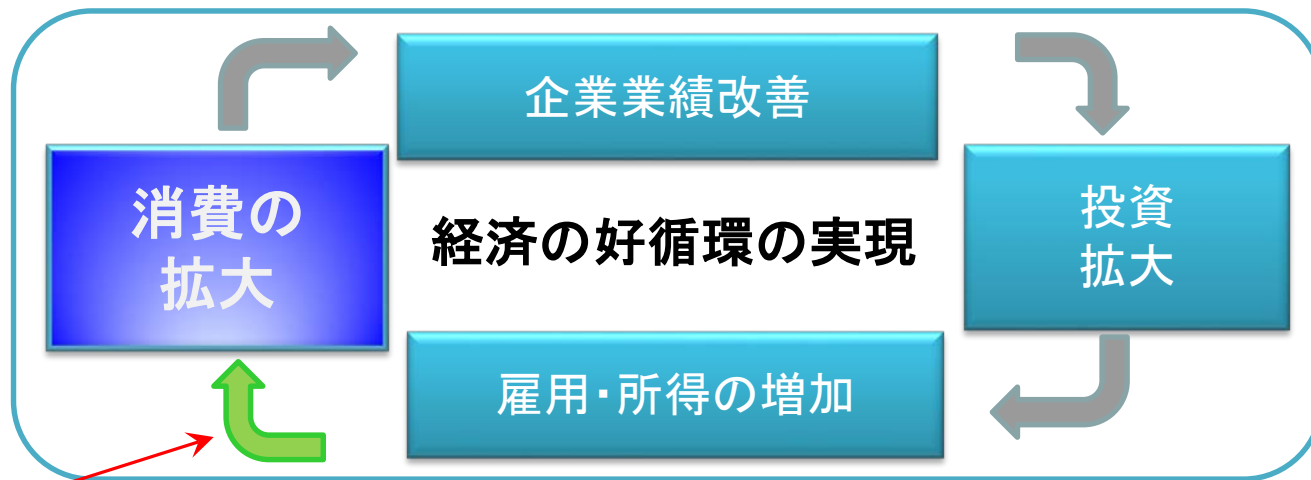


# 消費者庁提出資料

平成28年3月8日



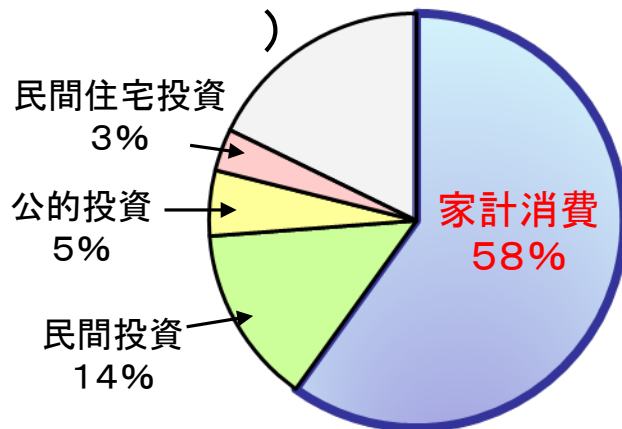
# 経済の好循環の実現に向けた消費の役割



消費者の安全・安心の確保

2014年の消費者の被害・トラブル額は年間約6.7兆円(推計) (GDPの約1.4%)

## 日本のGDPの内訳(26年度)



「経済財政運営と改革の基本方針2015」

4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

[3]暮らしの安全・安心(治安、消費者行政等)

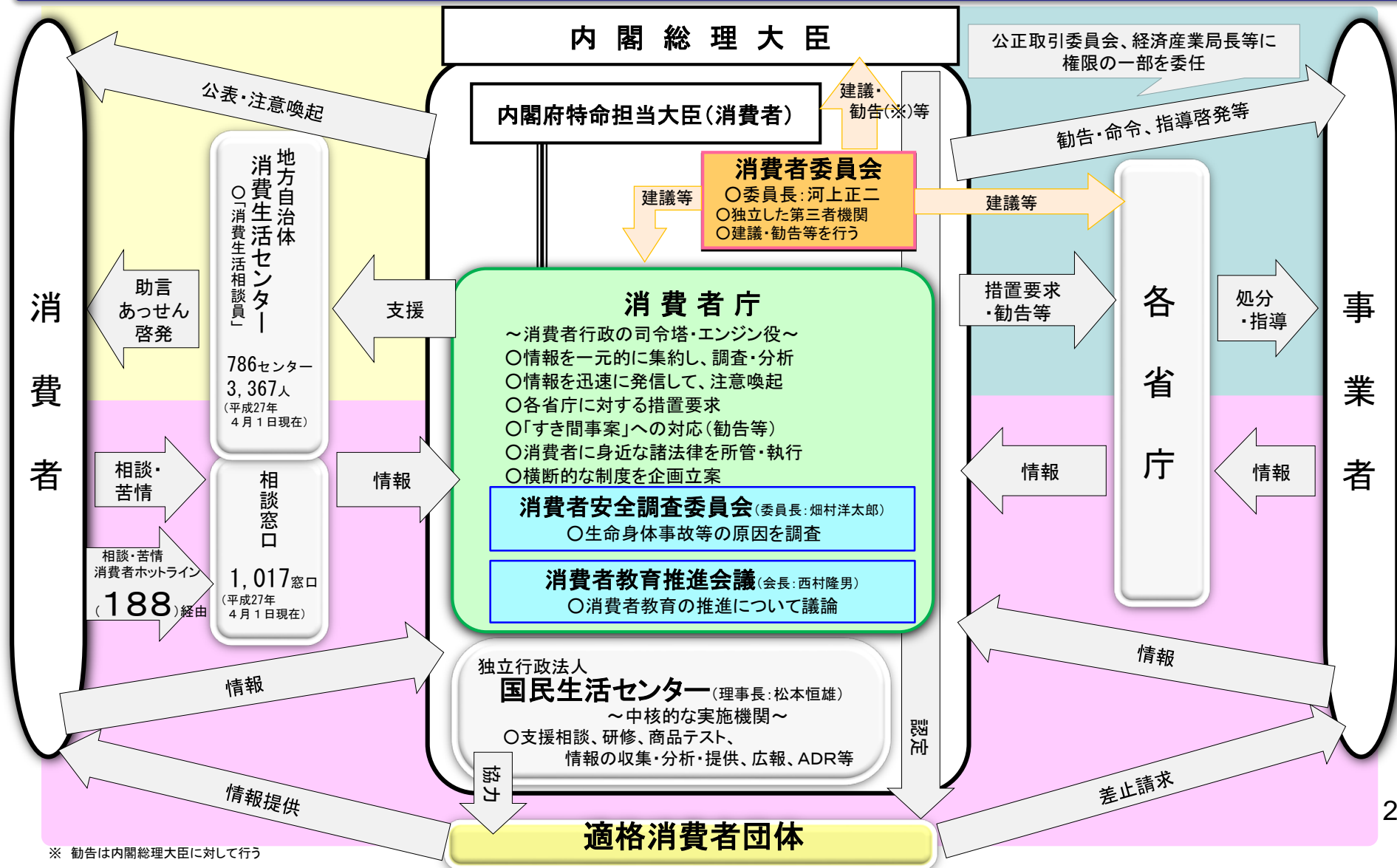
(2)消費者行政の推進

消費者の安全・安心の確保は、消費の拡大、更には経済の好循環の実現にとって大前提となる。「消費者基本計画」に基づき、消費者事故等の情報収集・分析強化と発生・拡大防止、景品表示法・食品表示法・特定商取引法等の厳正な執行、適正な取引の実現に向けた法制度の整備、物価関連対策の推進、消費者教育や消費者志向経営の促進、公益通報者保護制度の推進、グローバル化等の進展に対応した相談体制の充実、高齢者等の見守りネットワーク構築など関係府省庁間の連携強化や地方における体制整備等を推進する。

# 消費者行政の体制

○過去、各府省庁縦割りの仕組みの下、産業振興の間接的、派生的テーマとして、消費者行政が行われる中、悪質商法・偽装表示等の被害を受ける消費者が続出し、製品や食品による不慮の消費者事故も表面化

○こうした社会状況を踏まえて、これまでの行政をパラダイム転換するため、消費者行政の「司令塔」、「エンジン役」として、平成21年9月1日に消費者庁が発足



# 地方消費者行政推進交付金の制度概要

- 消費者行政の充実・強化に取り組む地方自治体を支援  
（「消費生活相談体制の整備」と「消費者問題解決力の高い地域社会づくり」）
- 地域の事情に応じた取組が可能となるよう、メニュー方式により支援
- 国から提案する政策テーマに応じて、地方自治体が企画する先駆的プログラムを実施
- 毎年度の交付金の支出限度額は、各都道府県（管内市町村を含む）の消費者行政予算の総額の2分の1まで（被災4県は3分の2まで）
- 交付金の配分に当たりインセンティブを付与（相談体制の質の向上、相談員の処遇改善）
- 基金と異なり、単年度ごとに精算（やむを得ない場合は繰り越し）

|                                 |               |               |
|---------------------------------|---------------|---------------|
| ○地方消費者行政活性化基金                   |               | <b>約438億円</b> |
| 20年度2次補正 150億円                  | 21年度補正 80億円   |               |
| 24年度当初 5億円（一般会計）／ 3.6億円（復興特会※）  | 24年度補正 60.2億円 |               |
| 25年度当初 5億円（一般会計）／ 7.3億円（復興特会※）  | 25年度補正 15億円   |               |
| 26年度当初 30億円（一般会計）／ 7.0億円（復興特会※） |               |               |
| ○地方消費者行政推進交付金                   |               |               |
| 26年度補正 20億円                     |               |               |
| 27年度当初 30億円（一般会計）／ 4.8億円（復興特会※） | 27年度補正 20億円   |               |
| ※被災4県（岩手、宮城、福島、茨城）が対象           |               |               |

## 事業メニュー

### 1. 消費生活相談機能整備・強化事業

- ・消費生活センターの整備（広域連携による整備を含む）
- ・専門的な消費生活相談への対応力強化（弁護士等専門家の活用）
- ・商品テスト機能の強化
- ・裁判外紛争処理機能の強化

### 2. 消費生活相談員養成事業

- ・消費生活相談員の計画的・集中的な養成

### 3. 消費生活相談員等レベルアップ事業

- ・消費生活相談員等の研修

### 4. 消費生活相談体制整備事業

- ・消費生活相談員の配置・増員、処遇改善

### 5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

- ・都道府県による市町村支援

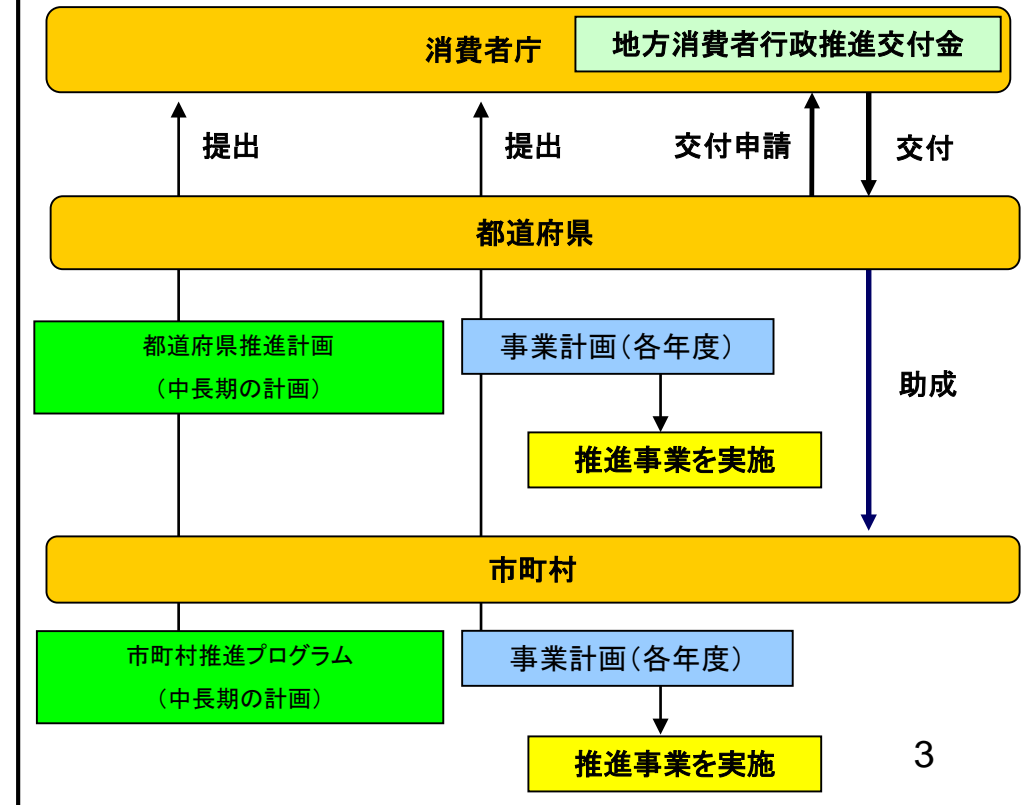
### 6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業

- ・消費者教育の推進
- ・地域の見守りネットワーク推進
- ・地域のリーダー育成
- ・消費者団体の支援
- ・事業者指導や法執行強化
- ・先駆的プログラム 等

### 7. 消費者安全法46条2項に基づく法定受託事務

- ・事業者への立入調査

## 事業の概要



# 地方消費者行政推進交付金

28年度予算(案) 30億円

## 趣旨

○消費者問題の多様化・複雑化、高齢者等の消費者被害の深刻化、改正消費者安全法の施行、消費者ホットライン3桁化により増加する消費生活相談への対応等  
⇒消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援するため、都道府県に「**地方消費者行政推進交付金**」を交付。

|           |           |
|-----------|-----------|
| 20年度2次補正  | 150億円     |
| 21年度1次補正  | 80億円      |
| 24年度当初    | 5億円       |
|           | 3.6億円(復興) |
| 24年度補正    | 60.2億円    |
| 25年度当初    | 5億円       |
|           | 7.3億円(復興) |
| 25年度補正    | 15億円      |
| 26年度当初    | 30億円      |
|           | 7億円(復興)   |
| 26年度補正    | 20億円      |
| 27年度当初    | 30億円      |
|           | 4.8億円(復興) |
| 27年度補正    | 20億円      |
| 28年度当初(案) | 30億円      |
|           | 4.8億円(復興) |

### 1. どこに住んでいても安心して相談できる社会基盤づくり

○消費者ホットライン3桁化により増加する消費生活相談への対応等の消費生活センターの設立支援  
○改正消費者安全法の施行を踏まえた消費生活相談員の養成、レベルアップ  
○都道府県による市町村支援等  
⇒地方消費者行政強化作戦を推進し、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備

### 2. 消費者問題解決力の高い地域社会づくり

○消費者トラブルに遭うリスクの高い高齢者や障害者等の被害防止のための「地域の見守りネットワーク」の推進  
○成人年齢引下げを想定した若者向けの消費者教育・啓発の推進等  
⇒地域社会全体と消費者自身の対応力を強化

### 3. 情報化の進展やグローバル化等新たな課題への対応

○インターネット、スマートフォン、SNSの利用拡大など情報化の進展に対応した相談体制の強化等  
○オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて増大が見込まれる在留外国人への情報提供や相談体制の強化等  
⇒消費者一人ひとりの安全・安心の確保

※1.～3.のうち一部は、「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」により実施

●各地方公共団体における消費者行政の計画的・安定的な取組を促進  
●併せて、長期的・自律的な地方消費者行政体制の充実・強化を促進  
⇒地域の現場における対応力の強化を図り、「消費拡大」に資する「消費者の安全・安心」を幅広く確保

## 趣旨

- 消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)を踏まえ、  
どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備
- ✓ 地方消費者行政のための交付金を通じ、地方における計画的・安定的な取組を支援
- ✓ 地方の自主性・独自性を確保しつつ、交付金を通じた当面の政策目標を設定

## 当面の政策目標

- 都道府県ごとに以下の目標を達成することを目指し、地方公共団体の取組を支援

### ＜政策目標1＞相談体制の空白地域の解消

- 1-1 相談窓口未設置の自治体(市町村)を解消

### ＜政策目標2＞相談体制の質の向上

- 2-1 消費生活センターの設立促進  
(人口5万人以上の全市町及び人口5万人未満の市町村の50%以上)

#### 【消費生活相談員】

- 2-2 管内自治体(市区町村)の50%以上に配置
- 2-3 資格保有率を75%以上に引き上げ
- 2-4 研修参加率を100%に引き上げ(各年度)

### ＜政策目標3＞適格消費者団体の空白地域の解消

- 3-1 適格消費者団体が存在しない3ブロック(東北、北陸、四国)における適格消費者団体の設立支援

### ＜政策目標4＞消費者教育の推進

- 4-1 消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置(全都道府県・政令市)

### ＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築

- 5-1 消費者安全確保地域協議会の設置(人口5万人以上の全市町)

# 「地方消費者行政強化作戦」の進捗状況

## ●平成26年4月1日から平成27年4月1日の1年間の進捗状況

|  |   |
|--|---|
| <p>&lt;政策目標1&gt; 相談体制の空白地域解消</p> <p>1-1 相談窓口未設置の自治体を解消</p>   | <p>&lt;未設置地方公共団体&gt;</p> <p>4市町村 → 0市町村</p>   |
| <p>&lt;政策目標2&gt; 相談体制の質の向上</p> <p>2-1 消費生活センター設立促進</p> <p>①人口5万人以上の全市町</p> <p>②人口5万人未満の市町村50%以上</p> <p>【消費生活相談員】</p> <p>2-2 管内自治体の50%以上に配置</p> <p>2-3 資格保有率を75%以上に引き上げ</p> <p>2-4 研修参加率を100%に引き上げ(各年度)</p> | <p>&lt;達成都道府県(設置・配置市町村数、資格保有者数等)&gt;</p> <p>19府県(466市区町) → 20府県(469市区町)</p> <p>10道府県(368市町村) → 12道府県(413市町村)</p> <p>36都道府県(1255市区町村) → 38都道府県(1288市区町村)</p> <p>23都府県(2,612人) → 24都府県(2,659人)</p> <p>4県(平均参加率86.8%) → 5県(平均参加率89.9%)</p> |
| <p>&lt;政策目標3&gt; 適格消費者団体の空白地域解消</p> <p>3-1 適格消費者団体が存在しない3ブロック(東北、北陸、四国)に適格消費者団体の設立促進</p>   | <p>&lt;適格消費者団体数&gt;(平成27年12月8日現在)</p> <p>11団体 → 13団体</p> <p>「NPO法人消費者支援ネットくまもと」(平成26年12月17日認定)</p> <p>「NPO法人消費者ネットおかやま」(平成27年12月8日認定)</p>   |
| <p>&lt;政策目標4&gt; 消費者教育の推進</p> <p>4-1 消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置(全都道府県・政令市)</p>   | <p>【26年3月末 → 27年10月】</p> <p>&lt;推進計画の策定&gt;</p> <p>11都道府県・1政令市 → 30都道府県・6政令市</p> <p>&lt;推進地域協議会の設置&gt;</p> <p>18都道府県・4政令市 → 39都道府県・11政令市</p>  |

# 地方消費者行政推進交付金の配分の考え方

---

下記の事項を都道府県への交付金配分額に反映

- 「地方消費者行政強化作戦」の達成状況  
消費生活センター設置率、消費生活相談員配置率
- 消費生活相談員の待遇改善  
雇止めを実施している管内自治体数、平均報酬額の前年比
- 交付金を活用した事業の効果  
消費生活センター設置済市町村による人口カバー率の上昇幅  
相談員配置済市町村による人口カバー率の上昇幅  
管内相談件数のうち市町村が受け付けた比率  
※本指標については、今後交付金配分額に反映予定
- 都道府県の人口・財政力 等